農業用水水源地域保全整備事業（継続）

【５，０００（５，０００）百万円】

対策のポイント

良質な農業用水の安定的な供給、国土の保全及び森林による二酸化炭素の吸収量目標の達成に向け、林野庁との連携による森林の整備を推進します。

良質な農業用水の安定的な供給等を図るため森林の水源かん養などの多面的機能を持続的に発揮させること及び京都議定書目標達成計画に定められた森林による二酸化炭素の吸収量を達成することに向けて、林野庁と連携して、**農業用水の水源地域の森林**について、**間伐等による健全な森林の整備を推進**します。

政策目標

森林の適切な整備･保全による地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮

＜内容＞

農業用水の水源地域における森林整備等を実施

良質な農業用水の安定的な供給と森林による二酸化炭素の吸収量目標を達成するため、水源地域における間伐等の森林整備及び水源地域の森林の周辺に介在する耕作放棄地において行う植林等について支援します。

具体的には、以下の取組を行います。

（１）農業用水関連特定森林整備対策

農業用水の水源地域における水源林等の間伐等を実施します。

（２）耕作放棄地対策（農地環境整備事業）

山際の耕作放棄地における林地整備を実施します。

＜事業実施主体等＞

１．事業実施主体　　（１）都道府県、市町村、森林組合等
　　（２）都道府県、市町村
２．補助率　　（１）は３／１０等、（２）は５．５／１０
３．事業実施期間　　平成１９年度～平成２４年度

［担当課：農村振興局整備部水利整備課（０３－３５９１－３７４５（直））］